

児童相談所の適切な運用を求める意見書

厚生労働省は2025年3月25日、全国の児童相談所が2023年度に対応した児童虐待相談は22万5509件（前年度比5%増）だったと発表した。統計開始以降、過去最多を更新し、増加傾向が続いている状況であり、神奈川県内においても深刻なケースが報告されている。こうした中で、児童相談所が担う役割はますます重要になっている。児童相談所は、市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護するという目的を果たすことが求められる。

一方、近年では児童相談所と養育者との間で意思の疎通や、認識の不一致を起因として、対立関係に至ることやその延長線上で取り返しのつかない事態に至ってしまう事例が発生している。

よって、本市議会は、神奈川県に対し、次の事項について早急に対応を講ずるよう、強く要望する。

- 1 児童相談所に自ら相談へ来た児童の養育者に対しては、いち早く休息の時間を設けられるようにするため、児童の一時保育や一時保護先を優先的に確保すること。また、そのために必要な人件費及び事務費等を含めた十分な予算を確保すること。
- 2 乳児期の虐待の疑い、特に「乳幼児揺さぶられ症候群（ＳＢＳ）」または「虐待による乳幼児頭部外傷（ＡＨＴ）」の疑いがある場合一時保護した場合には、それらが偶発的な事故及び軽微な力によっても起こり得る可能性を踏まえ、虐待ではなかった場合に児童及び養育者にとってのトラウマや愛着形成の阻害となることを限りなく軽減できるよう努めること。
- 3 一時保護に至った養育者に対しては、養育者自身の抱えるトラブルや生い立ち、虐待歴がないか、虐待の定義などを確認するカウンセリングを実施するとともに県及び市町村の関連窓口と連携すること。
- 4 児童相談所は、児童の一時保護先である乳児院等の事業所から、連携強化のための改善要望等あれば、迅速に対応すること。
- 5 人員体制の強化、特に職員を増員すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月26日

神奈川県知事 殿

座間市議会議員 熊切和人